

# 荒川将来像計画 地区別計画 【戸田市】

荒川の将来を考える協議会



NEXT  
ARAKAWA

2025年●月●日



## まえがき

本市は、JR埼京線が開通した1985年以来、都心へのアクセス性が飛躍的に高まり、コンパクトな都市環境と荒川の水辺等の自然環境が調和した都市として、急速な市街化及び人口増加が続いています。

市内を流れる荒川の下流部は、明治末期の2度の大洪水を契機として洪水からまちを守るために作られた人工の放水路ですが、完成して約100年経った現在では人工のものとは思えないほど、一つの風景としてすっかり地域に定着し親しまれています。

この荒川（荒川の下流部分）を巡っては、生物多様性の要所となり、身近な自然とのふれあいをもたらし、心豊かで快適な暮らしに欠かせない場、また、イベント・スポーツ・レクリエーションを楽しめる場、さらには、地震時の資材輸送路や物資搬入の場として、多様な機能が求められています。

「荒川将来像計画」は荒川下流部の河川環境の整備と保全について、「荒川の荒川らしさとは何か」という視点から、様々な意見を幅広く聴き、荒川の将来の姿を提示したものです。「荒川将来像計画」は荒川の下流部全体を対象に目指すべき川づくりを示す「全体構想書」と、今後概ね20~30年に実施する具体的な取組をまとめた「推進計画」及び沿川自治体ごとに実施する具体的な取組事項等をまとめた「地区別計画」の3部構成となっています。これらの計画は、平成8(1996)年に「荒川将来像計画全体構想書1996(以降、全体構想書1996)」及び「荒川将来像計画地区計画書(以降、地区計画書)」が策定されました。その後「荒川将来像計画2010推進計画(以降、2010推進計画)」及び「荒川将来像計画2010地区別計画(以降、2010地区別計画)」が策定され、沿川住民等の協力を基に、「荒川将来像計画」の実現に取り組んで参りました。

この度、「全体構想書1996」の策定から約25年、「2010推進計画」、「2010地区別計画」の策定から約10年が経過したことから、社会情勢の変化やこれまでの取組状況等を考慮し、「全体構想書1996」、「2010推進計画」、「2010地区別計画」を改定する運びとなりました。

本「荒川将来像計画地区別計画(令和7(2025)年〇月策定、以降、地区別計画)」は、「全体構想書1996」及び「2010推進計画」が「荒川将来像計画全体構想書(令和6(2024)年1月策定、以降、全体構想書)」及び「荒川将来像計画推進計画(令和6(2024)年1月策定、以降、推進計画)」として改定されたことを踏まえ、荒川下流部の沿川自治体(江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市及び戸田市)が沿川住民等と協働で川づくりを行うための具体的な取組事項等をそれぞれ取りまとめたもので

す。

なお、地区別計画は、荒川下流部の沿川自治体と当該区間を管理している国土交通省荒川下流河川事務所で構成される「荒川の将来を考える協議会」により検討し、あらゆる人の意見を踏まえ、沿川自治体が主体となって策定したものです。

荒川の将来を考える協議会

戸 田 市 長

国土交通省荒川下流河川事務所長

## 荒川将来像計画地区別計画〔戸田市編〕（改定案）目次

1. 地区別計画とは.....	1-1
1.1. 地区別計画の位置づけ.....	1-1
1.2. 荒川将来像計画における川づくりの理念 .....	1-3
1.2.1. “健康・Well-Being な川づくり”を目指して .....	1-3
1.2.2. 流域治水(River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!) .....	1-5
1.3. 検討体制.....	1-6
2. 荒川の川づくりの考え方.....	2-1
2.1. まちづくりの中での荒川の役割.....	2-1
2.2. 川づくりの基本方針.....	2-2
2.3. 土地利用計画.....	2-4
2.4. ブロック別計画.....	2-5
2.4.1. 現況土地利用 .....	2-5
2.4.2. ブロック区分 .....	2-6
2.4.3. ブロック別計画 .....	2-6
3. 荒川の維持・管理の考え方.....	3-1
3.1. 基本的な考え方 .....	3-1
3.1.1. 維持・管理の検討背景 .....	3-1
3.1.2. 維持・管理上の課題 .....	3-2
3.1.3. 維持・管理の手法 .....	3-2
3.2. 行政と沿川住民等の役割 .....	3-3
3.2.1. 河川管理者（荒川下流河川事務所）が行う維持管理 .....	3-3
3.2.2. 沿川自治体が行う維持管理 .....	3-4
3.2.3. 沿川住民等が行う維持管理 .....	3-4
3.2.4. 協働で行う維持管理 .....	3-5
3.3. 河川敷の占用状況 .....	3-6
3.4. 沿川住民等が自らできる川づくり支援の仕組み .....	3-7
4. 地区別計画の実施.....	4-1
4.1. 推進の仕組み .....	4-1
4.2. 地区別計画の周知 .....	4-1
4.3. 地区別計画のフォローアップ .....	4-1
4.4. 地区別計画の変更プロセス .....	4-2

---

# 1. 地区別計画とは

第1章では、地区別計画の位置づけ、理念、検討体制など、地区別計画のあらましを示します。

## 1.1. 地区別計画の位置づけ

荒川将来像計画は、河川法等現行法制度の中で明確に位置づけられているものではありませんが、「荒川水系河川整備基本方針」、「荒川水系河川整備計画」、「荒川水系河川環境管理基本計画」における荒川下流部の河川環境の整備と保全に関する事項を具体化したものです。

今後、沿川自治体・国土交通省荒川下流河川事務所では将来像計画の主旨を踏まえて荒川の整備や維持管理を実施していきます。

地区別計画は、「推進計画」の改定を受け、荒川下流部の沿川自治体が主体となって、それぞれの地区における今後概ね20~30年間の川づくりの取組と今後の維持・管理の方針を取りまとめたものです。

本計画では、これまでの河川整備・保全の成果・効果を継続的に発現するための取組と沿川住民等との協働による河川管理を進めていくことを記載しています。



図 1-1 地区別計画の位置づけ

---

## 1.2. 荒川将来像計画における川づくりの理念

放水路の完成により沿川の治水に対する安全性が高まり、東京近郊の都市化が急速に進むとともに、荒川下流部の河川敷においてもグラウンドや公園としての利用が進みました。しかし、平成に入ると、大都市東京の中を流れる荒川放水路の水辺は、南関東の平野部における「身近でまとまった自然が残る水辺環境」としての希少性が注目され始め、「貴重な動植物や汽水域の環境を保全したい」という流域内外の住民の方々からの積極的な声が聞かれるようになりました。

一方で、令和元年東日本台風では、荒川下流部においては、大きな被害は生じなかつたものの、洪水の恐ろしさを再認識することとなりました。

現在では、洪水の脅威からまちを守るとともに、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や動植物が生息、生育する自然環境の場等、荒川下流部のもつ多様な価値に目が向けられています。

荒川将来像計画では、このような経緯を踏まえて、「川づくりの理念」を設定しています。

### 1.2.1. “健康・Well-Being な川づくり”を目指して

「全体構想書」では、荒川が培ってきた多様な機能や価値をより一層発展させ、治水、利水、利用環境、自然環境のバランスの取れた荒川を創り上げていくために、“健康・Well-Being な川づくり”をテーマとし、荒川と荒川に関わる「まち」と「ひと」が共に健康・Well-Being な状態に変容していくことを目指していきます。

荒川下流部は、荒川及び隅田川沿川市街地を洪水被害から人命と財産を守ることを最優先とした人工放水路ですが、通水以来 100 年に及ぶ時間の中で、現在では、洪水の脅威からまちを守るだけでなく、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や、動植物が生息、生育、繁殖する自然環境の場など多様な機能が求められ、「放水路」から「川らしい水辺」に変容しています。

また、荒川下流部では、住民、企業、行政と連携し、にぎわい、美しい景観、豊かな自然環境を備えた水辺空間をまちづくりと一体となって創出を目指していきます。

「地区別計画」では、荒川下流グリーンインフラを含めた川づくりを通じて、全体構想書に示す理念に基づき、次の観点で“健康・Well-Being な川づくり”を目指していきます。

---

### ●多くの生き物を育む荒川

#### (取組内容)

荒川下流部の自然環境のあるべき姿や維持管理の考え方を整理して、既存の自然地の保全や新たな自然地の創出・再生をしていきます。

### ●河川空間の節度ある利用ができる荒川

#### (取組内容)

河川敷は多種多様な利用がされている状況の中、利用にあたってのマナーが悪い例やトラブルが発生しているため、必要最低限のルールを作成するとともに、あらゆる人が気持ちよく過ごすことのできる水辺空間や雰囲気づくりを進めています。

また、多くの利用者のニーズに応えるためには、ある一定のバランスの取れた河川敷利用を進めていく必要があります。河川敷利用におけるエリア別活用法を示していく、多様な利用スペースの拡充を図っていきます。

### ●安心して快適な暮らしができる安全な荒川

#### (取組内容)

水害から沿川住民等の生命と財産を守る治水事業を推進するとともに、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を進めています。

また、平常時より非常時を意識し、地震時を対象にした「防災施設活用計画」等を参考にしながら、救援活動や災害復旧活動、一時避難場所等に河川敷や河川を円滑に活用できる取組のほか、輸送路としての緊急用河川敷道路、緊急用船着場（リバーステーション）を確保し、リスクマネジメントを実施していきます。

### ●あらゆる人が川と触れ合い、あらゆる人がくつろげる荒川

#### (取組内容)

荒川下流部の現状の管理水準を維持しながら、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくため、沿川住民等と協働しつつ自らできる河川管理の取組を推進します。

## ●きれいで豊かな水が流れる荒川

(取組内容)

荒川本川の水質向上を目指し、あらゆる人が安全に親しめる水辺を創出していきます。

### 1.2.2. 流域治水(River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!)

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

水災害対策のみならずグリーンインフラも含めた様々なプロジェクトを流域に関わるあらゆる関係者が協働して取り組む考え方は、荒川将来像計画の理念“健康・Well-Beingな川づくり”にも通ずるものがあるため、「流域治水」の考え方を取り入れ、あらゆる人が川に親しみ、川への理解を醸成し、川を守り育てるという姿勢で取り組みます。

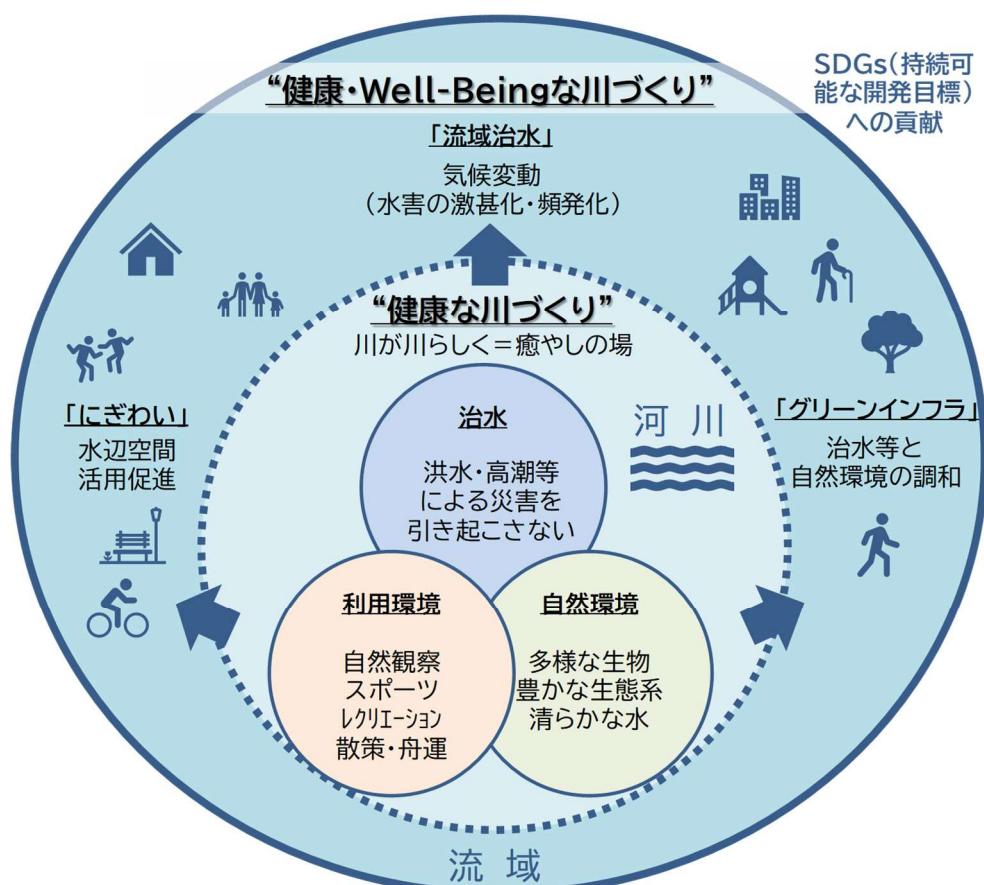


図 1-2 “健康な川づくり”から“健康・Well-Beingな川づくり”へ

### 1.3. 検討体制

地区別計画は、沿川自治体及び荒川下流河川事務所により原案を作成したうえで、パブリックコメント・学識経験者からの助言、主たる占用者や沿川自治体からの意見聴取結果に基づき策定や改定を行います。

地区別計画策定後は、ブロックごとの取組内容の進捗状況の把握や、河川敷の利用状況等を把握するため、定期的にフォローアップを実施し、必要に応じて内容の見直しを行います。

なお、地区別計画のフォローアップ結果に応じて、今後の対応等を継続的に検討するものとします。

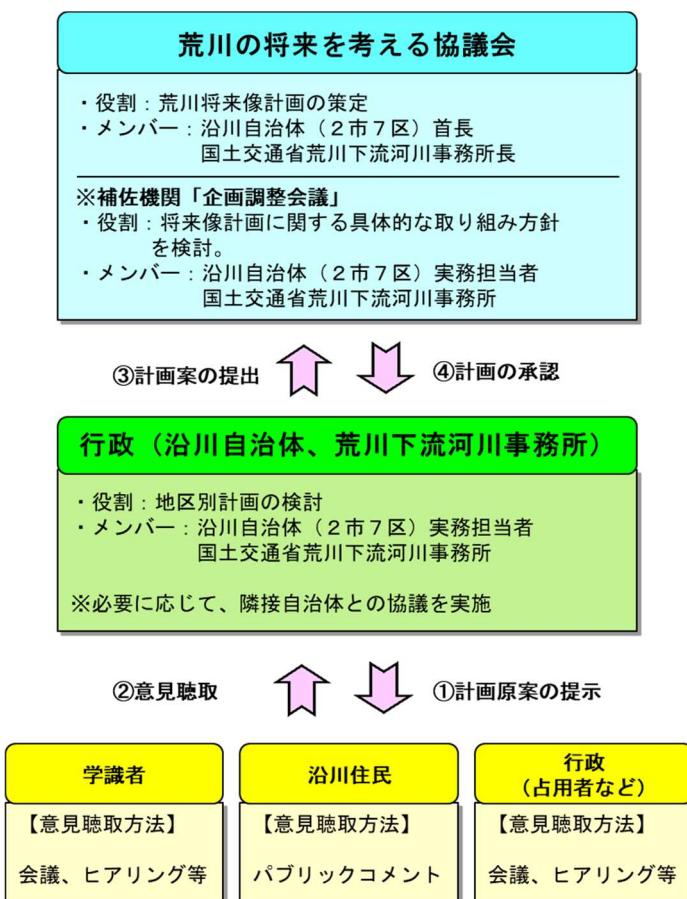


図 1-3 地区別計画の検討体制

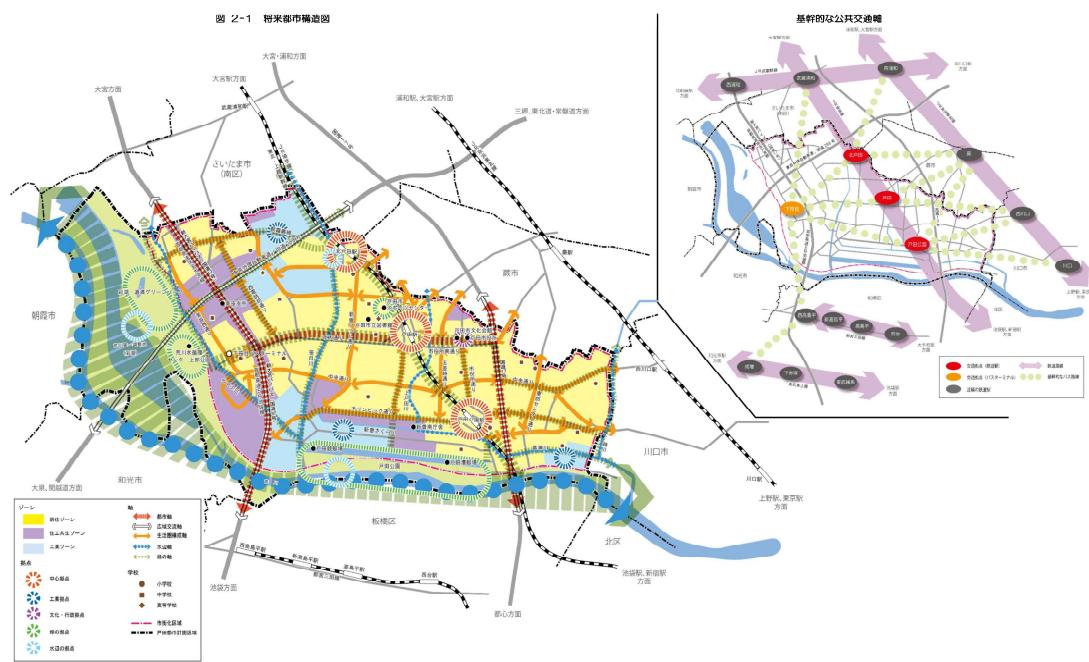
## 2. 荒川の川づくりの考え方

地区別計画は、「荒川将来像計画」の策定からこれまでの整備の進捗状況、成果や課題を明らかにしたうえで、今後の望ましい姿をブロック別計画として示すものです。第2章では、今後概ね20~30年後の荒川下流部全体の望ましい姿を実現するための方針や土地利用計画、ブロック別の具体的な取組の内容を示します。

### 2.1. まちづくりの中での荒川の役割

戸田市第5次総合振興計画の基本構想（目標年次令和12年度）では、自然災害などに強い都市環境を目指し、市が持つ都市の利便性と豊かな自然を生かしながら快適な生活環境を創出することで、調和のとれた持続可能なまちを目指しています。

また、第2次戸田市都市マスターplan（改定版）では、荒川の豊かな自然資源をはじめとする自然環境が調和した、誰もが愛着と誇りを持てる公園都市づくりを進めるとともに、荒川一帯を含めた水と緑による自然環境の保全・回復・活用の取組を推進し、自然環境と都市環境が調和した都市づくりにつなげることを目指すこととしています。



## 2.2. 川づくりの基本方針

### 荒川を緑の軸とする水と緑のネットワークの形成

身近な自然に対する関心が高まっている中、市内の荒川を水と緑のネットワークの緑の軸の一つと定め、自然と歴史を感じる緑豊かな空間として創造・保全していきます。

市民に広く親しまれている荒川運動公園のエコアップされた場所について、適切な維持管理により自然度の向上を図っていきます。

また、自然地の保全を図り、ブロック全体と埼京線の環境空間が一体となって緑のネットワークを形成し、人の利用の場と生物生息空間が共存する空間となるよう配慮していきます。

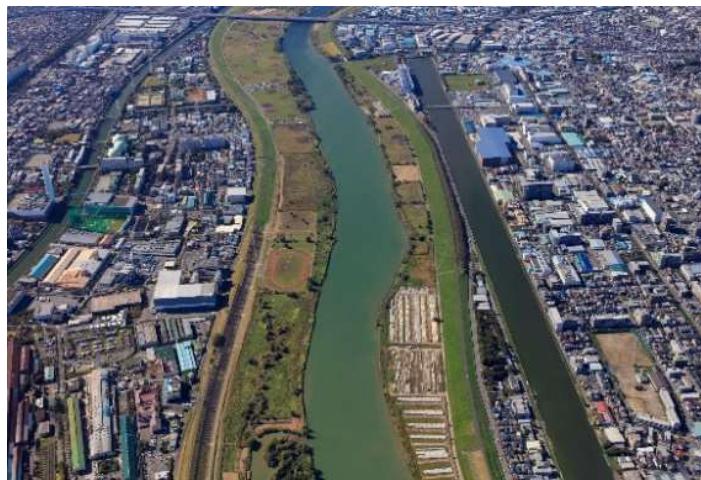
#### 〈基本方針〉

戸田市内の荒川は、笹目橋を境に上流と下流で国の管理が荒川上流河川事務所と荒川下流河川事務所に分かれています。上流は、河川敷のほとんどが荒川第一調節池内にあることで、荒川本川の水位が上昇しても流入による浸水の影響が少ない環境となっています。

下流については、荒川本川に公園などの施設が直接面していることから出水被害のリスクが高く、高水敷幅が上流に比べて狭い環境になっていますが、堤内側に県営戸田公園の戸田ポートコースを配し、堤内外が一体となった広大な水辺空間を形成する環境となっています。

このような河川敷の特性を生かしながら、荒川の本来持つ豊かな自然環境を市民の共有財産として保全し、潤いのある水辺空間の形成を図っていきます。

荒川将来像計画の対象となる下流については、上流河川敷及び戸田公園の機能・役割を分担し、出水被害が最小限となるような施設整備を行っていきます。



戸田ポートコース付近の広大な水辺空間（26.2km～28.4km）

## 2.3. 土地利用計画

荒川将来像計画では、荒川下流部の面的な利用状況を区分するため、河川敷の土地利用を以下に示す6つに分類することとしております。

また、推進計画においては、現状の河川敷利用状況を踏まえながら、今後概ね20～30年後の荒川下流部全体の望ましい姿を想定し、河川敷を流下方向に主に自然地の適切な維持管理を前提として保全を図っていく「自然系ゾーン」、主にスポーツグラウンドや公園・緑地等の適切な利用を図っていく「利用系ゾーン」の2つに大別して、緩やかな土地利用誘導を図っていくこととされています。

地区別計画では、このゾーニングに基づき、現状の利用状況や沿川住民等の意見を踏まえ、以下に示す区分に従って水際を含むゾーニング内部の詳細な土地利用区分を設定します。また、土地利用計画の実施にあたっては、必要に応じて河川敷が隣接する若しくは対岸の自治体間での連携に留意することも検討します。

表2-1 荒川将来像計画におけるゾーニングと土地利用区分の考え方

推進計画 ゾーニング	地区別計画で 設定する土地利用区分	新しい区分	
		目的	利用例
自然系ゾーン	自然地	自然保全地	現存する自然環境を保全する (荒川の川らしい姿を形成するための整備・維持管理を実施)
		自然利用地	市民が自然環境に親しむ (誰もが身近に触れ合える自然地として整備・維持管理を実施)
	利用地	多目的地	多目的に利用 (誰もが多目的に利用できる場として、自然度を向上させるような整備・維持管理を実施)
		ゴルフ場	ゴルフに利用 (市民への敷地開放に向けた自然度の向上を検討)
	利用施設	土砂仮置場	治水整備に伴う土砂の仮置場として利用する (仮置場として利用しない場合は、自然度の高い場所として維持管理を実施)
		グラウンド (各種競技場)	ゴルフ以外の特定のスポーツを行う (芝生化など、自然度向上に向けた検討を実施)
		その他	スポーツ以外の特定の目的で使用
			利便施設(休憩施設、ベンチ・四阿(あずまや)、トイレ、駐車場)、船着場、緊急用河川敷道路等

## 2.4. ブロック別計画

川づくりの基本方針及び土地利用計画を受けて、地先の特性に応じて区分されたブロックごとの整備の考え方を示します。

### 2.4.1. 現況土地利用

戸田市の荒川河川敷は、河口から 24.0km～28.7km に位置しており、その低水路幅は約 150m です。河川敷の面積は、約 31ha であり、その内訳は自然地が約 10ha、グラウンドや公園・緑地等の利用地が約 16ha、土砂仮置場が約 5ha となっています。

表 2-2 現況土地利用

(令和 4 年度時点)

土地利用項目	面積
自然地	8.5ha
干潟(自然地)	1.0ha
多目的地	3.1ha
ゴルフ場	0.0ha
利用施設	13.1ha
土砂仮置場	5.5ha

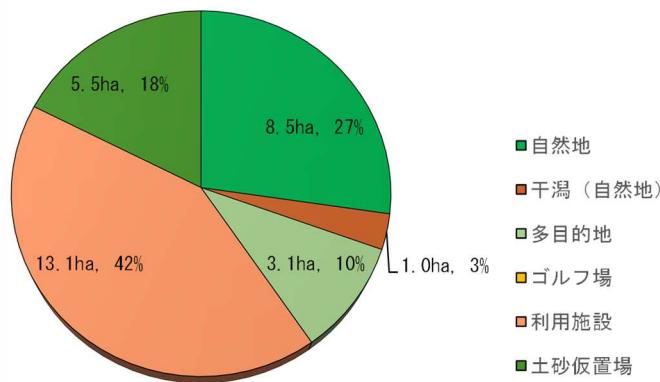


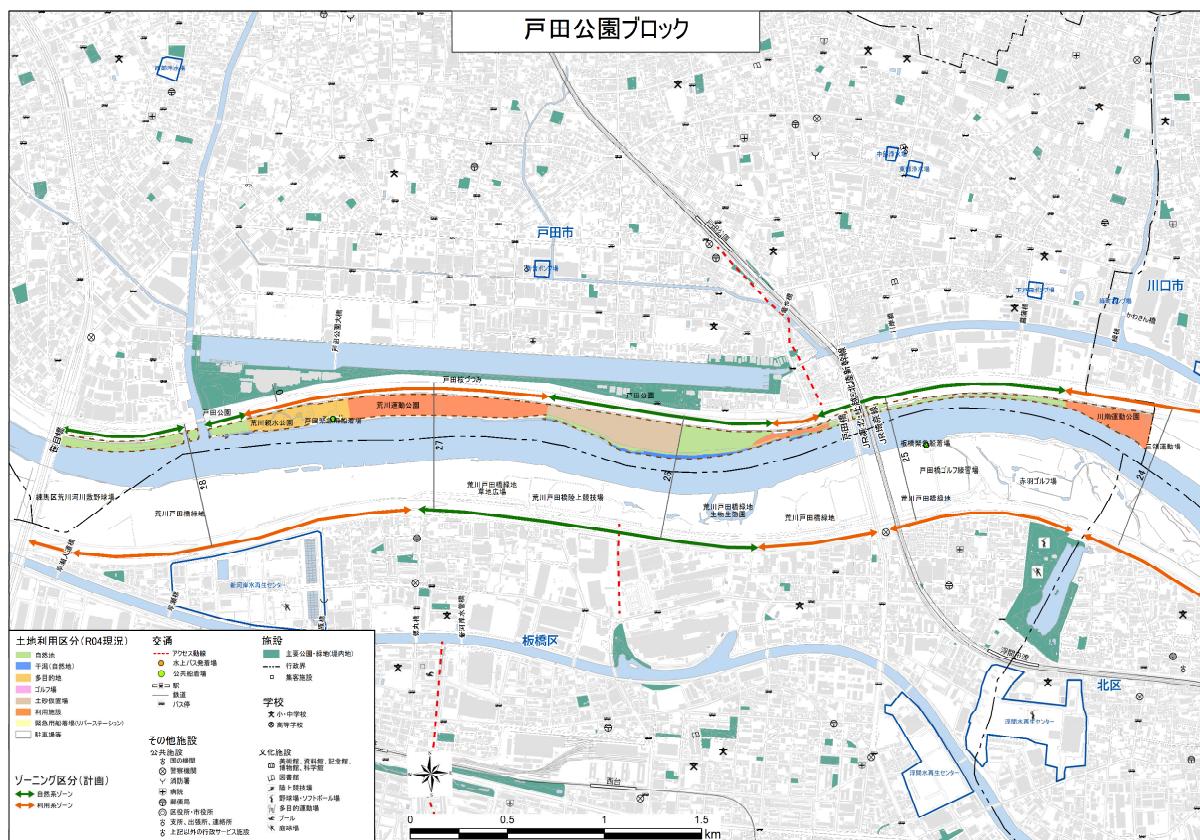
図 2-2 現況土地利用 (令和 4 年度時点)



利用施設としての野球場

## 2.4.2. ブロック区分

推進計画の基本方針や地先の立地特性を踏まえ、本地区の整備にあたってのブロック区分を行うと下図のとおりとなります。



※荒川左岸側でブロック区分を設定

図 2-3 戸田市におけるブロック区分

## 2.4.3. ブロック別計画

### (1) 戸田公園ブロック

#### 1) 概況

- 戸田市の南端にあたり、JR 埼京線戸田公園駅からのアプローチが便利となっています。
- 堤内地の戸田公園と一体となった地区であり、隣接する戸田公園の戸田ボートコースとあわせ、地域のスポーツ・レクリエーションに活用されています。
- 河川敷には、野球場 5 面、ソフトボール場 1 面、ラグビー場 2 面等のスポーツグラウンド、荒川親水公園や多目的広場が整備されています。
- また、戸田ボートコース側の堤防には戸田桜づつみが整備され、春季には桜が満開

となり、夏季には戸田橋花火大会が開催されることから、多くの市民に親しまれています。

- 震災時の復旧資材や救援物資の輸送路として、河川敷に緊急用河川敷道路が整備され、普段は散歩やジョギング、サイクリングなどに活用されています。



戸田桜づつみ



戸田橋花火大会

## 2) これまでの成果

- 治水対策として、「堤防の嵩上げ」「緊急用河川敷道路の整備」、河川敷利用及び自然度の向上として「スポーツグラウンドの整備（グラウンド間のビオトープ化）」「ソフトボール場の整備」「利用施設・広場の創出（子どもの広場の整備・船着場・駐車場の整備）」「堤防の緩傾斜化」が進められてきました。
- 防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設しました。

### ○荒川将来像計画区域に関する区域での成果（計画区域外）

- 荒川と交差する新幹線と埼京線の両側に配置された約 20m の緩衝地帯について、平成 12 年度から「戸田華かいどう 21」と称して緑地・緑道の整備を推進しており、荒川と緑のネットワークを形成しております。
- 笛目橋より上流には、66.7ha の彩湖・道満グリーンパークが開設されており、平成 19 年度から彩湖・道満グリーンパーク周辺において、自然地の再生に向けた「戸田ヶ原自然再生事業」を開始し、彩湖周辺においてサクラソウなどの野生の草花が彩る湿地の再生や自然保全活動の担い手づくりを進めています。



笹目橋・彩湖付近

### 3) 今後の取組課題

- ・ 笹目橋より下流では、県営戸田公園内の延長約 2km に及ぶ戸田ポートコースにより、荒川に沿って広大な水辺空間を形成しております。これに併設する荒川の河川敷は、戸田公園の計画区域に位置づけされていることから、県の公園整備計画と調整したうえで、県と市の役割を明確にした整備が求められます。

### 4) ブロック別計画

#### <ブロックの目標・整備方針>

- ・ グラウンドの維持や自然度向上により、河川敷利用者数の増加を図ります。特に市民に広く親しまれている荒川運動公園のエコアップされた場所や親水公園などについて、適正な維持管理により自然度向上を図っていきます。
- ・ 自然地の保全を図り、ブロック全体と埼京線の環境空間が一体となって緑のネットワークを形成し、人の利用の場と生物生息空間が共存する空間となるよう配慮していきます。

#### <ブロックの取組内容>

- ・ 既に整備されている荒川運動公園は、各施設のエコアップの維持向上を図り、連続した自然ネットワークを形成していきます。
- ・ 戸田公園の計画区域については、県の公園整備計画との調整により、県と市の役割を明確にした上で検討を進めます。

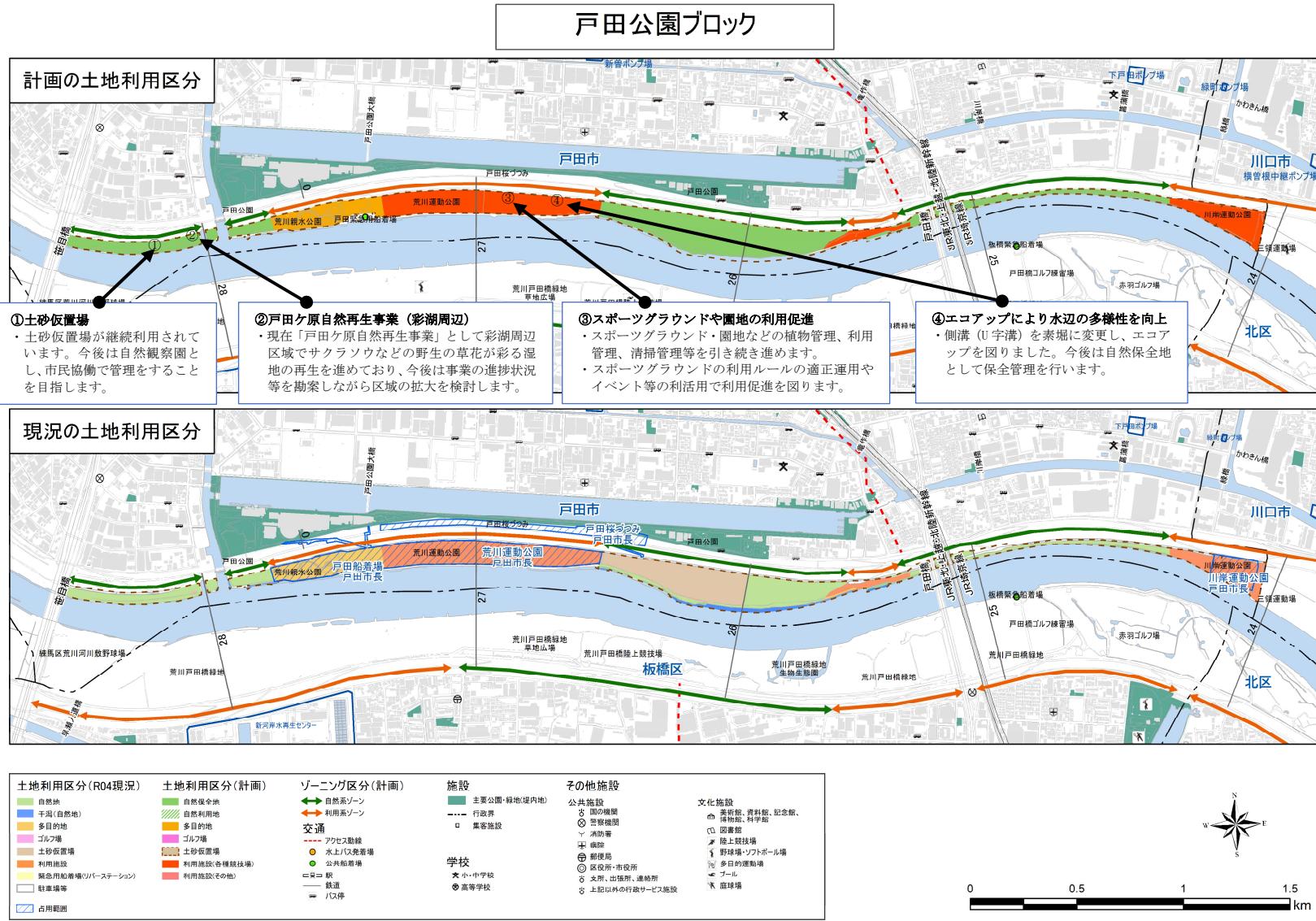


図 2-4 地区别別計画の土地利用計画図

## 戸田公園区块

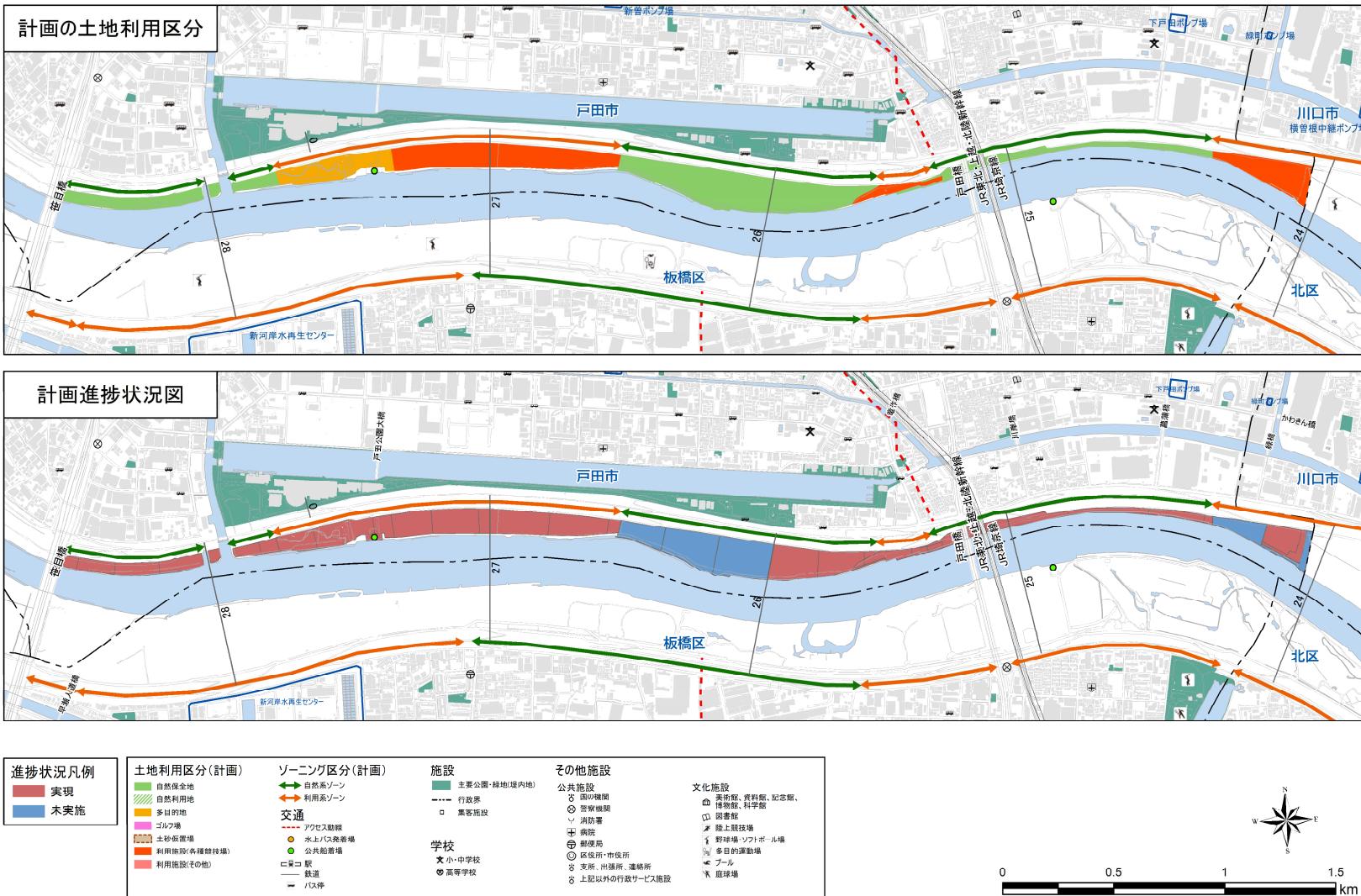


図 2-5 進捗状況図

### **3. 荒川の維持・管理の考え方**

「荒川将来像計画」の実現を目指し、これまで沿川住民等と沿川自治体で協議を行い、各市区の荒川のあるべき姿が議論されてきました。

今後も引き続き沿川住民等と沿川自治体・荒川下流河川事務所との協働による荒川将来像計画の推進がますます重要です。

以上を受け、第3章では、沿川住民等と沿川自治体や荒川下流河川事務所のなすべき役割分担を明らかにするとともに、今後、荒川をどのように維持・管理するかを明らかにします。

#### **3.1. 基本的な考え方**

##### **3.1.1. 維持・管理の検討背景**

地区別計画は、全体構想書や推進計画の方針に従い、沿川自治体ごとに概ね20~30年を目途とした具体的な実施計画を示したものです。

河川敷はグラウンドや緑地・公園等として利用され、沿川住民に親しまれている場所や、自然地として動植物の貴重な生息・生育の場となっている場所も多く、今後はこれらの河川敷・水辺を利用や環境、防災等に配慮して適正に管理していくことが一層重要となってきます。

また、沿川住民や活動団体による住民活動の範囲は清掃活動や施設修繕、草刈り、環境調査といった河川敷の保全・管理の分野にも広がり、主体的に実施されている事例も多い状況です。一方で、住民活動の継続的な実施に向けては、ボランティアの高齢化と後継者が育たないことが課題として挙げられ、荒川を通じた環境学習による持続可能な社会の人材づくりが重要です。

さらに、これから川づくり計画は、単に作るためだけのものではなく、荒川を守り育てていく計画としても機能することが大切です。今後は、更に多様な方々に参画していただき、住民活動と行政の連携を深めて持続的に荒川を育てていくため、柔軟な社会対話に基づくパートナーシップ構築を目指し、沿川自治体や河川管理者だけでなく、荒川を利用する沿川住民、企業等あらゆる関係者との協働により流域全体で荒川を守り育てる体制づくりを行っていくことが重要です。

---

### 3.1.2. 維持・管理上の課題

現在の荒川下流部の河川敷は、干潟、草地、池や水路などの湿地等の自然地と、グラウンド、緑地・公園等の利用地に大別されます。

自然地では、草や樹木の成長を自然に任せってきたこと、維持管理の方向性が示されていなかったこと等の理由から、維持管理が十分行き届いていない箇所があります。維持管理が十分行き届いていない自然地では、洪水時の漂着ごみの放置や不法居住、ごみの不法投棄等の問題が指摘され、河川敷における利用上の安全性、利活用への支障が問題となっています。

また、利用地としてのグラウンドや緑地・公園等では、河川敷のマナーが守られず、ゴルフ練習や自転車の高速走行による歩行者との接触事故、ごみの不法投棄、ノーリードでの犬の散歩・糞の放置等の迷惑行為・危険行為等の増加が課題となっています。

### 3.1.3. 維持・管理の手法

沿川住民等に多種多様に使われている荒川を維持するには、「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」及び「快適な利用の提供」の3つの目的からの維持管理が必要です。

「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」としては、治水機能の確保のための基本データの収集を行うとともに、河川区域における利用や環境にかかる変状の発見、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などが必要となります。

「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」としては、除草等の維持管理作業をはじめ、維持管理目標を満足するために実施すべき対策、河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応が必要となります。

「快適な利用の提供」としては、河川利用者の安全確保点検などの河川区域における利用や環境にかかる変状の発見や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などが必要となります。

---

## 3.2. 行政と沿川住民等の役割

沿川住民等と行政が連携した管理を推進するためには、管理者と住民活動の役割分担を明確化し、沿川住民等が取り組む活動を継続的かつ効果的・効率的に進めることができ、「住民活動と行政の連携の仕組みづくり」を構築することが必要となります。

このため荒川下流河川事務所は河川管理者として、荒川下流部全体を見渡した視点から治水安全性の確保、利水、河川環境の保全のための取組を行います。

沿川自治体は河川敷を利用する沿川住民等への行政サービスやまちづくりの一環としての視点から、占用地を中心に取組を行います。

沿川住民は公共空間である荒川河川敷において、ごみを捨てない、利用マナーを守るという適切な利用に努めることが基本になります。

### 3.2.1. 河川管理者（荒川下流河川事務所）が行う維持管理

河川管理者（荒川下流河川事務所）は、荒川の下流部において、災害に対する安全安心を確保し、自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用を推進するため、以下の維持管理の取組を行っていきます。

「河川の現状把握」のための対策としては、測量、河道状況の把握、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等のパトロール、モニタリング、出水後の河道の状況把握などを行います。

「維持管理水準の確保」のための対策としては、堤防の草刈り等の維持管理作業をはじめ、河川構造物・施設等の修繕などを行っていきます。

「快適な利用の提供」としては、護岸、坂路、散策路などの施設に対する安全確保点検や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などを図ります。

また、荒川や荒川知水資料館等の施設や水辺の楽校を治水・防災、まちづくり、自然体験等の教育の場として活用し、持続可能な社会の人材づくりを進めます。具体的には、小・中・高等学校の防災教育等や、大学等の研究活動と連携を深めていきます。

---

### 3.2.2. 沿川自治体が行う維持管理

沿川自治体は、荒川の河川敷の占用区域の維持管理を担当しています。占用区域の用途としては大別して公園（自然地含む）とグラウンド部分の2つからなり、各々について以下のような維持管理をしていきます。

公園（自然地含む）については、ごみの清掃、除草やヨシの刈り取り、花壇管理、ベンチ等の施設の修繕を行います。

樹木については、剪定や健全度調査をするなど、ある程度人の手をいれた維持管理をしていきます。

グラウンド部分については、芝刈りやトイレ、ごみ等の清掃を行い、適切に維持管理をしていきます。

### 3.2.3. 沿川住民等が行う維持管理

沿川住民が行う維持管理としては、通常時における節度のある利用（ごみは捨てない、マナーを守った利用）による適切な管理が期待されます。

また、ボランティアや団体活動の取組としては、動植物調査等による情報提供、外来種の駆除、クリーン活動、川の通信簿の実施などの河川の状況を把握するための調査・巡視・定期点検や、河川の維持管理水準を維持するために必要な活動、ワンド・生物の生息空間等の管理や自然観察会等の実施などの河川敷を活用した快適な利用の促進が期待されます。

これらの維持管理を持続的に実施していくうえでは、人材と活動費用を集めの仕組みづくりも重要であると考えます。

沿川住民がこれらの活動に参加いただくためには、河川管理者と活動団体、荒川水辺サポーター等をつなぎ、HP等で活動状況の発信等を行うことで、参加者がより参加しやすい環境を作っていきます。

維持管理や活動の資金の調達のためには、ESG投資のように持続可能な環境のための活動等に対して寄付や資金提供いただくことが考えられます。

このような民間資金を活用した住民活動、環境保全、維持管理も見据えて、引き続き検討していきます。

### 3.2.4. 協働で行う維持管理

荒川の良好な河川空間を維持管理することは荒川下流河川事務所、戸田市、沿川住民等それが単独では行うことができません。お互いの役割分担を明確にし、それぞれの役割を果たすとともに、連携し協働した維持管理をしていくことが必要となります。

荒川下流河川事務所、戸田市及び沿川住民等の役割分担の例を以下に示します。

表 3-1 維持管理の役割分担（例）

管理の手法 ※治水のための管理項目	管理の主体		
	荒川下流 河川事務所	沿川自治体	沿川住民等
<b>河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等</b>			
○基本データ収集（測量） 縦横断測量、平面測量（航空写真測量）、斜め写真撮影※	○		
<b>○基本データ収集（河道状況把握）</b>			
生き物の情報収集（鳥類の繁殖場調査、魚類・植物・両生類・爬虫類・哺乳類・陸上昆虫類調査、河川環境情報図の更新）	○	○	○
河川空間利用実態調査	○		
河川空間評価「川の通信簿」（国交省事業）の実施	○		○
外来種対策	○	○	○
水面利用の監視※	○		
<b>○基本データ収集（水文調査）</b>			
水位・水質観測※	○		
<b>○河川区域等における不法行為の発見</b>			
不法行為・不法占用・不法工作物の監視※	○	○	
<b>○日常的な河道・堤防等の巡視・点検・モニタリング</b>			
日常的な河川巡視、堤防・護岸等の変状箇所における継続的モニタリング※	○		
<b>維持管理水準を維持するために実施すべき対策</b>			
<b>○河川敷の清掃管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）</b>			
クリーンエイドの実施、ごみ・廃棄物の投棄監視、種類の集計	○	○	○
河川区域内の占用施設のごみ処理、トイレ・運動場等の清掃		○	○
<b>○河川敷の植物管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）</b>			
高水敷の占用施設の除草・大規模な機械除草、除草後の集草		○	
池・ワンド・ビオトープ・園地等の植物管理		○	○
<b>○河川敷の施設管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）</b>			
トイレ、遊具、ベンチ、安全柵、看板、園路、運動施設等の施設点検・修繕		○	
遊具の安全管理		○	
バリアフリー対策の実施	○	○	
連携による池・ワンド・ビオトープ・園地の管理（植物管理）	○	○	○
<b>○維持目標を満足するために実施すべき対策</b>			
河川構造物の修繕※	○		
<b>○河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応</b>			
住民（水防団）、自治体、国と連携した出水前・出水時の対応※	○	○	○
渇水時・水質事故時の対応※	○		
地震時の対応（緊急用河川敷道路、緊急用船着場の運用実施内容・方法、河川敷に避難した住民対応、津波情報発令時の河川管理者対応）	○	○	
その他（火災、テロ等の発生後、情報提供後の対応）	○		
<b>快適な利用の提供</b>			
<b>○河川利用施設及び許可工作物の維持の確認</b>			
河川利用者の安全確保点検（護岸、坂路、散策路、手すり、天端道路）	○	○	
<b>○河川区域等における快適な利用</b>			
利用情報（意向調査、苦情・要望、モニター等）の収集・提供	○	○	○
イベント、プログラムの実施（荒川の自然を使った工芸作品づくり、水辺の楽校等での自然観察会等）	○	○	○
防災施設の平常時利用（リバースステーション、緊急用河川敷道路等の活用）	○	○	○
大学と連携した調査・研究		○	
維持管理のための活動支援（用具提供など）	○	○	○
維持管理のための仕組みづくり（組織・制度など）	○	○	○
<b>○利用指導</b>			
荒川下流河川敷利用ルールの適正運用、周知	○	○	○

### 3.3. 河川敷の占用状況

戸田市の占用状況は、図3-1のとおりです。占用区間については、前項の「3.2 行政と沿川住民等の役割」を踏まえ、図3-2に示す維持管理のイメージに沿って維持・管理を行います。

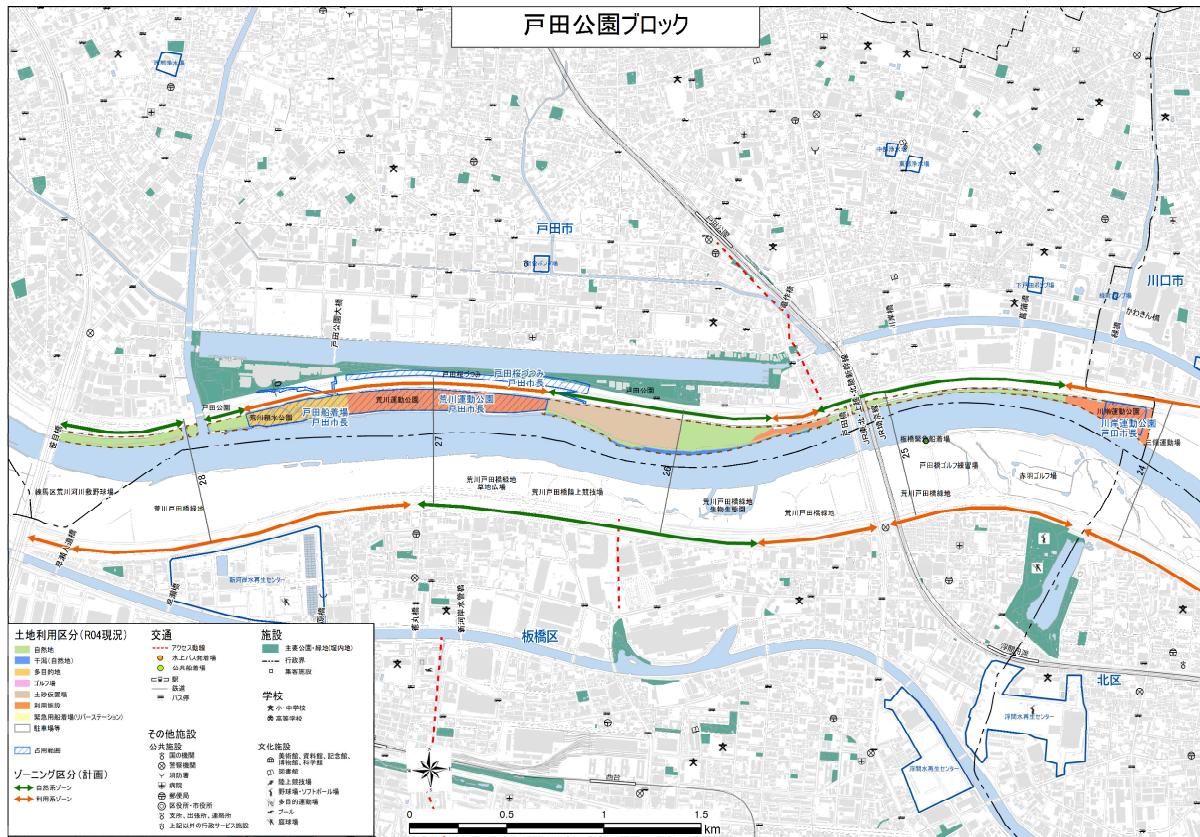


図3-1 占用状況図

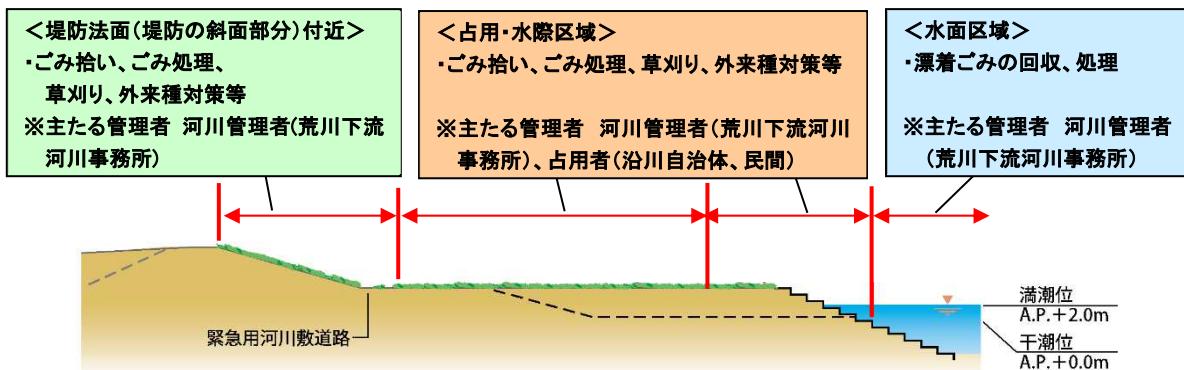


図3-2 河川敷における維持管理のイメージ

### 3.4. 沿川住民等が自らできる川づくり支援の仕組み

荒川では様々な沿川住民等による河川敷の管理への参加が拡大しており、今後はボランティアをはじめ荒川を利用する沿川住民の方々との協働により、荒川を守り育てることが重要となっています。

このため行政と沿川住民等の連携のもと、将来にわたり継続的・発展的に荒川の維持管理を進められる住民活動への支援を推進する必要があります。

戸田市では自らできる川づくり支援のメニューを表3-2のとおりとし、荒川下流河川事務所と共に取り組んでいきます。

表3-2 沿川住民等が自らできる川づくり支援の取り組み内容

No.	取り組み	内容	担当部署
1	戸田市共創のまちづくり補助金	市民活動団体が行う地域課題解決を目的とした社会貢献事業について、資金面で支援します。	戸田市：市民生活部協働推進課
2	戸田市ボランティア・市民活動支援センター TOMATO	ボランティア・市民活動を支援する拠点施設として「活動に必要な場」・「情報の収集と発信できる場」の機能を持ち、ボランティア・市民活動に関するコーディネートや相談を受け付けています。	戸田市：戸田市ボランティア・市民活動支援センター
3	とだ緑のボランティア	市の休閑地、公園及び駅前などで、花壇、プランター、ハンギングバスケットなどの美化活動を支援します。 活動団体には、年2回春と秋に草花の提供や必要に応じて園芸指導が受けられます。	戸田市：公益財団法人戸田市水と緑の公社

---

## 4. 地区別計画の実施

地区別計画は、各地区における概ね20～30年後の姿を示しています。今後はその実現に向け、着実な推進をしていくことが必要です。推進するにあたっては、計画の着実な実行、社会情勢の変化に伴う新たな対応や課題解決のための計画の見直し・改善などにより、計画について再確認しつつ活動につなげていく体制づくりが大切です。

以上を受け第4章では、今後も地域と共に地区別計画を推進していく仕組み、計画変更プロセス及びフォローアップ方法を示します。

### 4.1. 推進の仕組み

地区別計画はこれまで、沿川住民等との議論を踏まえて、「荒川の将来を考える協議会」によって計画の策定・推進を図ってきました。

計画の更なる推進に向けては、今後も地域との協働により地区別計画の取組を推進していくことが重要です。このため、「荒川の将来を考える協議会」において、計画のフォローアップシステムとしてのPDCAサイクルを導入し、計画を確認し、議論を重ねながら活動を実施していきます。

計画の推進体制は、地区別計画の策定主体である沿川自治体と河川管理者だけでなく、「沿川住民・活動団体等」と「行政」が連携・協働のうえで整備や維持管理を実施しています。

### 4.2. 地区別計画の周知

地区別計画を沿川住民等と行政の連携・協働のもと推進するためには、本計画を沿川住民等に広く周知していく必要があります。このため、荒川下流河川事務所・沿川自治体HPへの掲載による計画の周知・広報を推進します。

### 4.3. 地区別計画のフォローアップ

地区別計画では、計画の進捗状況などを経年的に把握し、課題が見られた場合等に迅速に対応することを目的に、計画のフォローアップを実施します。

---

#### 4.4. 地区別計画の変更プロセス

フォローアップ等を踏まえ、将来像計画の理念・川づくりの考え方等について乖離が見られると判断された場合、社会情勢の変化に対応する場合、新たなニーズや課題等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを検討します。

## ● お問い合わせ

---

### 荒川の将来を考える協議会 事務局

戸田市役所 水安全部 河川課

TEL : 048-229-4801

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 流域治水課 TEL : 03-3902-2311

荒川下流河川事務所ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/index.html>

---